

仕様書（企画提案募集用）

1 業務件名

市内産木材の利用拡大に向けた調査業務

2 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

※中間報告の提出期限 令和8年7月24日（金）

※最終報告の提出期限 令和9年2月19日（金）

3 業務の目的及び概要

本市では、これまで、木材の需要拡大により林業を振興するため、公共施設における市内産木材の率先利用や民間の市内産木材利用への助成、普及啓発活動など、様々な施策に取り組んできた。さらに、令和7年10月には、「森の国・木の街づくり」宣言を行い、木材利用の促進に向けて、取組を進めているところである。

本業務は、市内産木材利用の拡大に戦略的に取り組むために、木材利用における本市の課題と目指すべき姿を提示するとともに、具体的なみやこ杣木利用拡大の方策を検討するものである。

4 業務内容

(1) 京都市と他都市との木造・木質化の進捗の比較等

木材利用に関連する政策や公共施設及び民間施設における木造・木質化の進捗など複数の項目により本市と他自治体を比較・分析し、本市の木材利用の状況等を評価するとともに、市内産木材利用拡大に向けて参考にすべき取組を抽出する。

① 比較・分析する自治体の選定

消費地としての本市の木材利用の状況を把握するため全政令指定都市を原則対象とし、これに加えて、森林率や木材利用への取組状況等を勘案して本市と類似する自治体も対象とする。

② 調査

①に定めた比較分析の観点等を勘案して、調査項目を複数設定し、調査を実施する。

【調査項目例】

ア 公共施設における木材利用に関連する政策

- ・木材利用基本方針における木造・木質化の範囲（建築物、土木工事、その他）
- ・木材利用基本方針における木造・木質化の内容（地域産材利用義務化の状況）
- ・公共施設の木造・木質化誘導施策（他部局への支援）

イ 公共施設における木材利用の状況

- ・区役所等の木造・木質化の進捗

- ・区役所以外の大規模公共施設等の木造・木質化の進捗(美術館、学校など)
- ・木造・木質化の発注・施工方法(コンサル等の関与があるか等)
- ウ 民間施設への助成
 - ・民間施設の木造・木質化誘導施策(地域産材利用への補助金・優遇措置、伝統的建築物等への地域産材利用に対する支援等)
 - ・譲与税の用途
- エ 民間施設における木材利用の状況及び推移
 - ・住宅・土地統計調査における建築物の木造率
 - ・法人土地・建物基本調査における建築物の木造率
 - ・建築着工統計における建築物の木造率及び木材利用量
 - ・ウッドデザイン賞受賞作品数
- オ その他
 - ・地域産材のブランド化の取組
 - ・各自治体の地域産木材利用促進に係る特筆すべき事項(例:伝統的建造物保存における地域産木材利用への助成など)
 - ・普及啓発活動の実施状況
 - ・地域産材の生産量

③ 中間報告

各自治体の概要も勘案しながら各項目を比較・分析することで、以下について中間報告として提出する。

- ・本市の木材利用状況の評価(本市の木造・木質化の位置づけ)
- ・他自治体の取組(ア～ウ)とエ、オの関係性(公共施設の木造・木質化が民間施設の木造化や地域産木材利用拡大へもたらす効果)
- ・本市が参考にすべき取組

(2) 先進地訪問調査

(1)の調査を踏まえ、特に本市が参考とすべき取組を実施する自治体を選定し、現地におけるヒアリング調査を1箇所以上実施し、結果を分析する。

(3) 木造・木質化に取り組む事業者等へのヒアリング調査

建築物の木造・木質化の実績がある、又は関心のある市内の民間事業者を中心に目的やきっかけ、課題等をヒアリングするとともに当該ヒアリングで聴き取った課題等に関連する素材生産者、製材所、流通事業者等に対し、ヒアリングを実施する。

① ヒアリング対象の選定

関係団体からの聞き取りやCASBEEデータ、HP等への掲載情報等から、建築物の木造・木質化の実績(施設所有者側、施工業者側ともに対象を含む)がある、又は関心のある民間事業者を抽出し、ヒアリング先を選定する。選定に当たっては、特定の業種に偏らないよう、また、中小企業だけでなく大企業も選定するよう、留意すること。なお、20社以上に対してヒアリングを実施すること。

② 木造・木質化に関するヒアリングの実施

①で選定した民間事業者へのヒアリングを実施する。ヒアリングは対面を基本とし、木造・木質化の効果やきっかけ、木材調達や施工に当たっての課題等を聴取する。ヒアリングにあたっては、広く木造・木質化に関する内容を取り扱うだけでなく、市内産木材の利用拡大につなげることを見据えて実施すること。また、関連する様々な業種によって、抱える課題や視点が異なることが想定されることから、一面的な課題の聴取とならないように留意すること。

【民間事業者へのヒアリング内容例】

- ・木造・木質化によって得られた（期待する）効果
- ・木造・木質化のきっかけ
- ・木造・木質化の意思決定（社内合意形成）プロセス
- ・木材の調達・施工・メンテナンス等における課題
- ・木造・木質化に当たって行政に期待する政策
- ・木材の入手経路・方法
- ・市内産木材の利用拡大に向けた課題

③ 課題に関するヒアリングの実施

②で聴取した課題について関連する素材生産者、製材所、流通事業者等に対して市内産木材の利用拡大に向けた課題などのヒアリング調査を行う。ヒアリングにあたっては、課題等について、関連する様々な業種に応じた、多角的な視点から分析・評価できるよう留意すること。

④ ヒアリング結果の分析・中間報告

ヒアリング結果をもとに、業種ごとの木質化を行った動機（きっかけ）、目的、狙い、効果、木質化を行うに当たっての課題を分析し、民間の市内産木材利用拡大に向けた提案を行う。なお、中間報告の提出期限の日までに、想定しているヒアリング先のおよそ3分の1に対してヒアリングを実施し、その結果を報告すること。また、最終報告までに中間報告後のヒアリング結果を求めることがある。

(4) 市内産木材の流通状況や需給量の分析

以下を念頭に置いて市内の木材流通や需給量に関する分析などを行い、持続可能な林業に向けた目標を定める。

- ・市内の森林資源量（京都市において利用可能な人工林の状況）
- ・市内産業に占める木材産出額
- ・京都市の林業の収益構造

（想定する目標）

- ・市内産木材産出額
- ・市内の素材生産量
- ・持続可能な木材生産に必要な市内産材の需給量や流通価格

そのうえで、本市の既存の施策も含め、目標達成のための川上～川下の施策について整理する。

中間報告の際、その時点の分析状況を報告すること。なお、最終報告までに分

析状況の報告を求める場合がある。

(5) 市内産木材利用拡大に向けた提案

(1)～(4)の調査等を踏まえ、以下の4点について、市内産木材利用拡大に向けた方策等を提案し、中間報告として提出するとともに、最終報告として提出する。

- ・他都市の状況等を踏まえた本市が目指すべき、まちづくりの将来像（市域の林業の持続可能性を高めることや、成長産業化の推進等の観点を踏まえたものとする。）
- ・まちづくりの将来像を実現するための目標値設定
- ・本市が目指すまちづくりの将来像を実現するため、市内産木材の利用拡大に向け、本市が取り組むべき施策の方向性
- ・民間施設の木造化や地域産木材利用拡大につながる効果的な公共施設の木造・木質化及び普及啓発活動
- ・木造・木質化した公共施設の効果的な活用方法を含めた、市内産木材の認知度向上及び民間における市内産木材利用拡大のための方策

5 成果品

- (1) 以下の業務内容についての中間報告書（再掲）
 - ・京都市と他都市との木造・木質化の進捗の比較等
 - ・木造・木質化に取り組む事業者等へのヒアリング調査
 - ・市内産木材の流通状況の分析
 - ・市内産木材利用拡大に向けた提案
- (2) 業務完了届
- (3) 業務報告書及び関係書類一式（電子データを含む）
- (4) その他本業務で作成した印刷物及び電子データ等 一式
- (5) (1)～(4)のほか、本市が指示するもの

6 留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密に取りながら業務に当たること。
- (2) 業務の進捗に当たっては、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 本業務の実施による広報物等の著作権や使用権は、本業務の実施前から著作権や使用権等を持つものを除き、本市に帰属する。なお、受託者は著作者人格権を主張しないものとする。
- (5) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。
- (6) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (7) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (8) 本市は(7)の承認をするときは、条件を付すことができる。
- (9) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、本市担当職員と協

議し、その決定に従うものとする。

- (10) 本事業に必要な物品の購入や発注等を行う際は、市内中小企業の活用に最大限の工夫と努力を行うこと。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、必要があると認めるときは、委託業務内容の変更等を行う可能性がある点、あらかじめ留意すること。その場合、本市と協議のうえ、変更契約等の手続を行う。
- (12) 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。
- (13) 事業実施に伴い、本市又は第三者に損害が生じた場合は、全て受託者の負担で補償を行うこと。受託者は、適切な保障が受けられる損害賠償保険、傷害保険等に加入すること。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。

(5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者(委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。)の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。